

「自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 8 月 30 日一部改正

法務省
警察庁
外務省
厚生労働省
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

（1）「自動車整備分野特定技能評価試験」

ア 技能水準及び評価方法

（技能水準）

当該試験の合格水準は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 55 条に基づく、「自動車整備士技能検定試験 3 級」と同水準程度であるところ、当該試験は、同法に基づく「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「特定整備」の実施に必要な能力を測るものであり、これは、タイヤの空気圧、灯火装置の点灯・点滅、ハンドルの操作具合及びホイールナットの緩み等の点検整備に加え、エンジン、ブレーキ等の重要部品を取り外して行う点検整備・改造を適切に行うことができるが確認できるため、この試験の合格者は、自動車整備分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：日本語（必要に応じてルビを付す）

実施主体：一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

実施方法：学科及び実技方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験の実施に当たっては、試験監督員の立会及び巡回、写真付き受験票により本人確認を行う方法等により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

ウ 国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

(2) 「自動車整備士技能検定試験3級」

ア 技能水準及び評価方法

(技能水準)

道路運送車両法第55条に基づく、「自動車整備士技能検定試験3級」は、同法に基づく「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「特定整備」の実施に必要な能力を測るものであり、これに合格した者においては、タイヤの空気圧、灯火装置の点灯・点滅、ハンドルの操作具合及びホイールナットの緩み等の点検整備に加え、エンジン、ブレーキ等の重要部品を取り外して行う点検整備・改造を適切に行うことができる事が確認できるため、自動車整備分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有する者と認められることから、必要な水準を満たしているものと評価する。

(評価方法)

試験言語：国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

実施主体：国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

実施方法：国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

イ 試験の適正な実施を担保する方法

国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスティング（C B T）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」

と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)又は(2)の試験に合格した者（下記第3の2(1)において、当該両試験を免除するとされた者を含む。）については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 自動車整備分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 自動車整備分野の1号特定技能外国人在留者数（定期的に法務省から国土交通省に提供）
- (2) 有効求人倍率
- (3) 業界団体を通じた特定技能所属機関等への調査
- (4) 「自動車整備分野特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。
また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 1号特定技能外国人が従事する業務

自動車整備分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」、「特定整備」若しくは「特定整備に付随する業務」の業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：整備内容の説明及び関連部品の販売、清掃等）に付隨的に従事することは差し支えない。

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「自動車整備職種、自動車整備作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、道路運送車両法に基づく「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「特定整備」を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、自動車整備業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の(1)及び(2)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができる、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

(1) 「自動車整備分野特定技能協議会」（運用方針5(2)ア及びイ関係）

国土交通省は、自動車整備分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「自動車整備分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。また、特定技能所属機関は、以下の事項等について必要な協力をを行う。

- ① 1号特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産等の際の1号特定技能外国人に対する転職支援、帰国担保
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

(2) 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する必要な協力（運用方針5(2)ウ関係）

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が実施する調査に対し、質問への回答、報告書の提出、聴取への出頭、実地調査の受入れその他の必要な協力

を行う。

(3) 地方運輸局長の認証を受けた事業場（運用方針5（2）工関係）

自動車整備分野においては、自動車の点検整備が適切に実施されない場合、自動車の安全・環境性能が維持されず、最悪の場合、事故等に至るおそれがあること、自動車整備作業を適切に行うためには一定の設備及び従業員が必要であること、自動車整備事業者は、従業員が10人未満の中小零細事業者が大半を占め、また、全国に広く分布していること等の特性を踏まえ、自動車整備工場による適正な外国人の受入れを維持するためにも、特定技能所属機関（自動車整備工場）に対して、道路運送車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証の取得を求める。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、自動車整備分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

国土交通省は、上記（1）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記（1）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。